

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第68号を発行させていただきます。

台風24号が関西を通過していきました。大阪には21号ほど影響はなかったように思いますが、各地で台風通過の影響が出ております。

「台風24号」により被害に遭われた皆様にお悔みとお見舞いを申し上げます。

今月は、京都市北区にある賀茂別雷神社（かもわけいかづちじんじゃ）通称 上賀茂神社（かみがもじんじゃ）の観月祭に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



（写真は、上賀茂神社です）

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**教育・研修費の判断基準**について、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**病気の「常識」は「非常識」 その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 教育・研修費の判断基準 について

今回も、業務活動をしている際に判断に困る内容をピックアップ（Q&A形式）してご紹介させていただくことにします。

Q、私は個人で海外からの食料品の輸入を業務としていますが、この度、香港からの新しいルートを開拓するために現地の人を派遣する計画があるので、使用人に中国語を習得させようと専門学校の夜間講座に通わせることにしました。

中国語の授業料を事業主である私が負担した場合には、必要経費に算入できるでしょうか。また、大学生の息子が時々仕事を手伝ってくれていますが、息子にも同様に中国語を学ばせようと思いましたが、息子の授業料も必要経費になるでしょうか。

A、業務を営む者または使用人が業務の遂行に直接必要な技能または知識の習得または研修等を受けるために要する費用は、必要経費に算入できます。したがって、使用人に業務上の必要性から中国語を習得させるための授業料は必要経費となりますが、大学生である息子さんの授業料の場合には、業務上の必要性が認められないことから、必要経費に算入できません。

キーワード

・技能と知識

技能とは、物事を行ったり何かを作ったりする時に発揮される、その人独特の技術的能力です。知識とは、ある範囲の事柄について理解していることやその内容です。

どちらも職務遂行上大切なものですし、レベルが高いほどあるいは豊富なほど業務に有益と考えられます。



(写真は、上賀茂神社です)

判断のポイント

1 業務上の必要性

職務上中国語を必要とする業務につくために中国語を学ぶ授業料や不動産業界における宅地建物取引主任の資格を取るための講習費用など、**業務遂行上で直接必要な技能や知識の習得、研修を受けるための費用は必要経費として認められます。**なお、**金額的には、通常必要とされる額を限度とするので常識的な金額の範囲内**ということになります。

また、使用人には業務を営む者の親族でその業務に従事しているものも含まれますが、ご質問のケースのように大学生で時々手伝ってくれるような親族の場合には「その業務に従事しているもの」に該当しませんので、息子さんの授業料を負担したとしても必要経費になりません。

2 一般教養や一身専属的な資格について

仕事の性質上、必要とされる国家資格等を習得するための費用の場合には、判断に迷うことも少ないと考えられますが、**業務と直接にかかわらない一般教養的なものや一身専属的なものについては、家事費的な性格が強く疑義が生ずることとなります。**

税理士が税法講座等の研修を受講する費用は必要経費として認められますが、税理士が公認会計士の資格を得るために専門学校に通うための受講料は、業務

に間接的に有効、有益であったとしても必要経費として認められるかどうか難しいと思われま

す。歯科医の英会話研修費について、「歯科診療業務、特に歯周病に関する治療を行う上で、英会話の技能を有することは有用であり、その意味で業務との関連があるといえるものの、英会話能力の保持のために継続して研修を受けることが歯科診療の業務の遂行上不可欠なものとは認められない」として必要経費として認められなかった裁判もあります。



(写真は、上賀茂神社です)

アドバイス

職務上必要な技術・知識を習得させるために研修会等に参加する費用の負担が、使用人に対する経済的利益として課税されるのかという点については、所得税基本通達 36-29 の 2 において課税しなくて差し支えない旨が明らかにされています。

使用者が使用人等に職務遂行に必要な技術、知識等を習得させることを通じて使用人等の職務内容の質的向上を図るためのものであり、使用人等が使用者のためにその職務を遂行する過程において修得する技術、知識あるいは社内研修により修得する技術、知識と本質的に異なるものではないと考えられます。

従業員のレベルアップのために研修を受けさせたりする機会もあるだろうと思い、このテーマを取り上げさせていただきました。

従業員への研修や教育が経費として認められるかどうかの判断につきましては、業務の遂行に直接必要なものであることが判断基準となります。同様の支出をする際

の判断材料にしていだければと思います。

【参考文献】

- ・新日本法規出版(株)発行 「わかりやすい必要経費損金処理判断の手引」



(写真は、上賀茂神社です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

自動車税関連

日経新聞に「自動車減税「議論を」 自民税調会長 貿易競争・増税控え」、「自動車税大幅下げ要望 自工会 消費増税を懸念」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・自動車の保有者が毎年負担する自動車税について、自動車業界が引き下げの要望を強めている。
- ・経済産業省は水面下で、地方税を所轄する総務省に自動車税を「軽並み」に下げよう求めている。
- ・業界が税を軽くするよう求めるのは、自動車の保有にかかる負担が重いと考えているためだ。
- ・問題は自動車税が地方の有力な財源となっていることだ。税収規模は年約1兆5千億円ある。仮に今ある乗用車が「軽並み」の税負担に切り替われば、自動車税収が十数年間で計3千億～4千億円ほど減る可能性がある。

- ・大きな減税を穴埋めするなら、ガソリンにかかる揮発油税が候補になる。

- ・増税後に販売が冷え込む反動減対策は、消費増税時に導入される燃費課税を初年度はゼロにする案が浮上。自工会は自動車税についても購入初年度の負担をゼロにするよう要望する見通しだ。

などと書かれておりました。

- *自動車税が高いので減税されるのはいいことだと思いますが、その減税の財源を何にするのかを決めるのが難しいようです。

ふるさと納税関連

日経新聞に「ふるさと納税総務省検討 高額な返礼品税優遇除外も」、「ふるさと納税、違反は対象外 返礼品競争収束へ 寄付定着に課題」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府がふるさと納税制度を本来の趣旨に戻そうと一歩踏み出した。
- ・寄付金に対する自治体の返礼費用の割合が3割を超えたり、返礼品が地場産でなかったりする自治体への寄付を、税優遇の対象から外す方針だ。
- ・これまでのふるさと納税の順調な伸びにはブレーキがかかりそうだ。
- ・行き過ぎた返礼品競争が生まれた背景にあるのは、大企業の本社や地場産業の有無による自治体の税収格差への不満だ。

などと書かれておりました。

- *ふるさと納税制度を変更していくのなら、地方自治体の意見も取り入れて変更していくべきではないかと思います。



(写真は、上賀茂神社での観月祭です)

4 病気の「常識」は「非常識」 その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、「高血圧の「常識」は「非常識」」についての情報をご紹介します。

参考文献には、

- ・降圧剤を飲み始めて、かえって調子が悪くなる方は少なくありません。
- ・老人ホームなどでは、降圧剤を服用している人の方が、服用をやめた人に比べて、認知症の進行が早いという報告もありますし、「NIPPON 研究(NIPPON DATA 80)」によりますと自立度が著名に低下するとされています。
- ・血圧が高くなるのは、それなりにちゃんとした理由があるからです。つまり、体の適応であることを理解しなくてはなりません。血圧を高く保つことによって、生体の機能をうまく維持しているわけです。だから、何の脈絡もなく薬で血圧を無理やり下げたままでは、体にいいわけはありません。
- ・“根本的な解決”とは、血圧が高くなった原因そのものを是正することです。血圧の値だけを無理やり薬で下げても、なんら解決にはならないといくことなのです。多くの方は“根本的な解決”をなおざりにするせいで、かえって薬をずっと飲み続けなくてはいけない破目に陥るのです。それこそ本末転倒です。

- ・最近では、高血圧の基準値（正常値）が下がる傾向にあります。しまいには誰もが高血圧症患者に仕立て上げられてしまいそうです。

などと書かれておりました。

参考文献からすると、病院で診察を受けてお薬を処方されますが、その薬が自分にとって飲む必要があるのかどうかを考える必要があるようです。高血圧を下げる降圧剤も本当に飲む必要がある方は本来少ないと思われるので、取り上げてみました。

同じ薬を長年飲み続けている方は、その薬をこれからも飲み続けたいといけないうのかどうか調べてみられてはいかがでしょうか。

【参考文献】

- ・9割の病気は自分で治せる 著者 医学博士 岡本裕
発行所 中経出版

5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真は、先月に京都市の上賀茂神社に行った際に撮影した写真を掲載しております。

上賀茂神社は、大学に通っている時に近くに住んでいたもので、何度も参拝したことはあったのですが、観月祭を鑑賞したことがなかったので、月を見ながら鑑賞出来たらいいなと思ったのですが、月が顔を出してくれなくて残念でした。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。